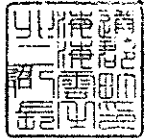




八 政 協 第 3 9 号
令和 3 年 7 月 2 9 日

八雲町民自治推進委員会会長 様

八雲町長 岩 村 克



八雲町自治基本条例の見直しについて（諮問）

八雲町自治基本条例第48条の規定に基づき、同条例の見直しについて諮問いたします。

記

- 趣 旨 八雲町自治基本条例第48条では、条例施行後4年を超えない期間ごとに、条例が社会情勢に適合しているか検討することとしております。
本年、前回の条例見直し検討から4年を迎えるにあたり、改め、条例内容の見直しについて検討いたしました。
その結果につきまして、別紙（案）のとおり八雲町民自治推進委員会に諮問するものです。
- 答申時期 令和4年1月を目途としてお願いいたします。



条例改正（案）

この度、成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が、2022年4月1日に施行されます。これを受け、現行20歳の誕生日に達した方が成年となる民法4条が改正され、18歳の誕生日に達した方が成年となることとなります。

本条例改正の趣旨が社会情勢に適合しているか検討することとなっていることから、第3章 町民参加と協働（町民参加の基本） 第13条5項記載の「満20歳未満の青少年と子どもは、…」とある条文を「満18歳未満の青少年と子どもは、…」と改め、審議会等委員募集の年齢要件にも適用し、若い世代の町民参加を促し、まちづくりの発展を狙います。

現行	改正後
(町民参加の基本) 第13条 略 2～4 略 5 満20歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。	(町民参加の基本) 第13条 略 2～4 略 5 満18歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	